

中区スポーツ施設管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、中区スポーツ施設を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに広島市スポーツセンター条例（昭和 55 年広島市条例第 42 号）、同条例施行規則（平成 13 年広島市規則第 27 号）、広島市運動場条例（昭和 26 年広島市条例第 7 号）、同条例施行規則（平成 13 年広島市規則第 28 号）、広島市体育館条例（昭和 48 年広島市条例第 40 号）及び同条例施行規則（平成 13 年広島市規則第 30 号）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 中区スポーツ施設に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、使用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 使用者の意見を管理運営に反映させ、使用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 使用許可事務

ア 施設の使用形態

- (ア) 個人使用及び専用使用

各施設の使用形態は、以下のとおりである。

室名	中区スポーツセンター	吉島屋内プール	中央庭球場 中央バレーボール場	吉島体育館
大体育室 小体育室 体育室	・専用使用 (全面、一部) ・個人使用	—	—	・専用使用 (全面)
トレーニング室	・個人使用	—	—	—

プール	—	・専用使用 (全面) ・個人使用	—	—
テニスコート バレーボールコート	—	—	・専用使用 (1面ごと)	—

(イ) 年間専用使用調整

専用使用のうち、公共団体、公共的団体及びこれらの関係団体等が広島市のスポーツの振興上有意義と認められる大会等を開催する場合については、一般の使用許可申請に先立ち、施設使用の競合回避及び効率的施設使用等を図る趣旨から、大会等の開催前年度において年間専用使用調整を行うこととしている。

この年間専用使用調整は、広島市が定める基準「広島市スポーツ施設の専用使用調整について」（別紙1のとおり）に基づき、広島市内のスポーツ団体の統括団体である公益財団法人広島市スポーツ協会が調整対象団体から提出された使用予定に基づき調整を行い、広島市の承認を経て決定される。

イ 施設使用の受付

指定管理者は、受付業務として使用者への施設の案内、予約状況の確認（電話での問い合わせ対応を含むほか、使用希望者がひろしま公共施設予約サービスを利用して施設の空き状況の確認等を行えるよう、当該予約サービスを活用すること。）、利用料金の收受及び減免・返還手続、高齢者いきいきポイント手帳を提示された場合のスタンプの押印も合わせて行うこと。

受付業務に従事する者は、当該施設に関するだけでなく、スポーツに関する情報も熟知し、それらの情報提供等使用者への対応に努めること。

なお、使用形態に応じて次のとおり対応すること。

(ア) 中区スポーツセンター

a 個人使用の場合

使用当日に施設で受付を行うこと。

b 専用使用の場合

(a) 年間専用使用調整の対象となるものについての専用使用の受付

年間専用使用調整により使用予定が決定された後、対象団体から使用許可申請書が提出された段階でこれを受理すること。

(b) 一般の専用使用の受付

年間専用使用調整により決定された使用予定以外の使用可能時間帯について、使用日の3か月前から随時申請を受理すること。

大体育室及び小体育室における部分専用使用する場所の割当てに当たっては、できるだけ個人使用者に配慮すること。

(イ) 吉島屋内プール

a 個人使用の場合

使用当日に施設で受付を行うこと。

b 専用使用の場合

使用日の3か月前から随時申請を受理すること。

専用使用の受付にあたっては、できるだけ個人使用者に配慮すること。

(ウ) 中央庭球場及び中央バレーボール場

コート1面ごとに専用使用の受付を行うこと。

a 年間専用使用調整の対象となるものについての専用使用の受付
年間専用使用調整により使用予定が決定された後、対象団体から使用許可申請書が提出された段階でこれを受理すること。

b 一般の専用使用の受付

年間専用使用調整により決定された使用予定以外の使用可能時間帯について、使用日の3か月前から随時申請を受理すること。

(エ) 吉島体育館

使用日の3か月前から随時専用使用の受付を行うこと。

ウ 使用許可書の交付

(ア) 指定管理者は、受理した使用許可申請について、専用許可を行うにあたっては、申請者に使用許可書を交付すること。

(イ) 使用許可書の交付にあたっては、「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付すこと。

(ウ) 専用許可により他の使用が制限される場合等については、施設内での掲示やホームページへの掲載等を行い、情報提供に努めること。

(エ) 高齢者・障害者等の利用料金の減免の対象となる者や、小人の専用使用についても、大人の専用使用と平等に使用許可を行い、料金収入の多寡を理由に大人の専用使用を優先しないこと。

エ スポーツ目的以外の使用に係る専用許可

各施設の設置目的であるスポーツ目的以外の専用使用については、利用料金の定めのある使用に係るもののみ、その用途が適当であると認められるときは、広島市スポーツセンター条例及び同条例施行規則等の規定に基づき、指定管理者において専用許可を行うことができる。

なお、用途が適当であるか否かの判断については、広島市が定める広島市スポーツ施設目的外使用実施方針（別紙2のとおり）の中で専用許可が可能な事例を定めており、この方針に基づき適否を判断することになる。この基準に挙げていない事例について専用許可を行わなければならない場合は、別途、広島市と協議を行うこと。

オ 臨時開館（開場）の許可

指定管理者は、各施設の開館（開場）日の開館時間外又は休館（休場）日における臨時開館（開場）について、使用者から臨時開館・臨時開場申請書の提出を受け、対応可能な場合は、許可を行う。

臨時開館（開場）の状況については、別途広島市が指示する帳票により、毎月の業務実施状況報告において報告すること。

(2) 使用者への支援

指定管理者は、使用者が円滑に施設を使用できるよう、必要な指導、助言等を行うなど使用者に対する支援を行うこと。

(3) 用具の貸出等

ア 用具の貸出

指定管理者は、使用者への便宜を図るため、当該施設に備えられた用具等を必要に応じて貸し出すこと。

イ 設営の支援

用具等を貸出す際には、指定管理者は器具庫から用具等を搬出すること。使用者の利便性を第一に考え、必要に応じて用具の設営、使用方法の説明等の支援を行うこと。

ウ その他

用具の貸出を希望するものが多数いる場合は、使用時間の制限を設けるなど、多くの人が使用できるよう工夫して運営すること。

(4) 中区スポーツセンターのトレーニング室での業務

指定管理者は、トレーニング室の使用にあたっては、指定管理者はトレーニング室の業務として、次の事項を行うこと。

ア トレーニング室の使用案内

イ トレーニング機器の説明

ウ 健康づくりに関する情報提供、その他利用者支援や管理運営に関する業務

(5) 入場の制限

指定管理者は、次のいずれかに該当するものに対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

ア 中区スポーツセンター及び吉島屋内プール

(ア) 伝染性の病気にかかっていると認められる者

(イ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(ウ) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者

(エ) 管理上必要な指示に従わない者

(オ) その他管理運営上支障があると認められる者

イ 中央庭球場及び中央バレーボール場

(ア) 泥酔者

(イ) 伝染性の病気にかかっていると認められる者

(ウ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(エ) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

(オ) その他管理運営上支障があると認められる者

ウ 吉島体育館

(ア) 伝染性の病気にかかっていると認められる者

(イ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(ウ) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者

(エ) その他管理上支障があると認められる者

(6) 施設及び設備等の維持管理

ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 指定管理者は、施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。

ウ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

エ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

オ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。

指定管理者が行う施設の維持管理業務の内訳は別紙3のとおりである。別紙3に挙げた業務以外にも対応が必要な維持管理業務が発生した場合は、指定管理者において速やかに対応すること。

(7) 備品等の管理

ア 指定管理者は、広島市の所有に属する物品について広島市物品管理規則（昭和 44 年広島市規則第 64 号）をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。

イ 広島市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

特に、使用者が直接使用する用具については、使用者の安全を図るため、日常の点検・管理を行い、破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止するなど適切な措置を行うこと。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が 2 万円以上の物品をいう。

ウ 指定管理者は、現在の指定管理者がリース契約を締結して設置している物品のうち、次の表に記載されたものについてはリース契約を承継し、その費用も負担するとともに、指定管理期間中は同等以上の物品を維持すること（金額は消費税引上げ後に予定する価格。その他の物品及び現在の指定管理者が今後新たにリース契約を締結した物品については別途協議する。）。

また、指定管理者がリース契約を締結し、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約期間を満了する同様の物品については、原則として次期の指定管理者が承継するものとする。

なお、中区スポーツセンターのトレーニング室には、広島市が所有するトレーニング機器とリース契約によるトレーニング機器が併置されている。指定管理者は、トレーニング機器の状況、トレーニング室の使用状況、使用者の意見等を勘案し、独自にトレーニング機器の充実を図ること。

(ア) 中区スポーツセンター

物品			リース満了時期	リース料 年額
機器名	型式等	台数		
サイクルトレーナー	コードレスバイク V70i	2	令和 2 年 4 月 30 日	38,800 円
リラクゼーションマシン	オスピナレーター R303 ウェーブ	1	令和 2 年 4 月 30 日	
筋力トレーニングマシン	フライ	1	令和 2 年 6 月 4 日	140,360 円
	チェストプレス	1		
	アームカール	1		
	ショルダープレス	1		
	シーテッドローイング	1		
	克蘭チ	1		
	ハックスクワット	1		
	レッグエクステンション	1		
	シーテッドレッグカール	1		
	トータルヒップ	1		
アームエクステンション	1			
a-net 用パソコン	—	1	令和 6 年 9 月 30 日	35,920 円

(イ) 吉島屋内プール

物品			リース満了時期	リース料 年額
機器名	型式等	台数		

a-net 用パソコン	—	1	令和 6 年 9 月 30 日	35,920 円
-------------	---	---	-----------------	----------

(ウ) 中央庭球場

物品			リース満了時期	リース料 年額
機器名	型式等	台数		
a-net 用パソコン	—	1	令和 6 年 9 月 30 日	35,920 円
広島広域公園テニスコ ート及び広島市中央庭球場 予約管理システム	—	1	令和 2 年 3 月 31 日	1,021,680 円

エ 施設運営に支障を来さないよう必要な消耗品を指定管理者が購入し管理を行い、不具合の生じたものに関しては随時更新すること。

オ 広島市が所有する次の自動車の取扱いについては別途協議する。

車名	車種	初年度登録	登録番号
マツダ デミオ	小型乗用自動車	平成 21 年度	広島 5 0 1 め 5 3 4 5

(8) 利用料金の収受等

ア 広島市は中区スポーツ施設において利用料金制を採用している。指定管理者は、利用料金を設定すること。使用者から収受した利用料金は指定管理者の収入となる。

イ 利用料金の額は、広島市スポーツセンター条例、広島市運動場条例及び広島市体育館条例に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定される。

なお、コインロッカーの金額を現在の使用料の額（100 円）から変更する場合、ケーシング取替え等の費用は指定管理者の負担とする。

ウ 利用料金の収受

(ア) 個人使用の場合、使用の際、利用料金を収受する。

(イ) 専用使用の場合、使用許可の際、利用料金を収受する。

エ 利用料金の減免・返還

指定管理者は広島市スポーツセンター条例第 8 条第 7 項、広島市運動場条例第 7 条第 5 項及び広島市体育館条例第 17 条第 5 項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。

なお、減免基準には広島市スポーツ施設減免取扱要領を、返還基準には以下の項目を必ず必ず盛り込むこと。

(ア) 中区スポーツセンター、吉島屋内プール及び吉島体育館

a 使用者（専用許可を受けた者を含む。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合、全額を返還する。

b 専用許可を受けた者が使用日の 1 週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、全額を返還する。

c 専用許可を受けた者が使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、半額を返還する。

(イ) 中央庭球場及び中央バレーボール場

降雨により使用ができない状況になるなど相当の理由があると認めた場合、全額又は一部を返還する。

オ 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

カ 割引サービスの提案

各施設の個人使用料について、回数券や定期券（ただし通用期間1年以内）等の割引サービスを設定し、応募時に提案すること。

また、回数券及び定期券を発行するときは、以下の取扱いを行うこと。

- (ア) 他のスポーツ施設も同時に管理する指定管理者においては、管理するスポーツ施設間共通の回数券及び定期券を発行すること。
- (イ) 今回の指定期間の終期である令和7年3月31日を越えて使用できる回数券及び定期券は発行せず、また、令和2年4月1日の時点で購入者が期限切れにより使用できなかった回数券がある場合は、その購入代金相当額を払い戻すこと。

キ その他

- (ア) 広島市が発行した回数券の取扱い

利用料金制導入以前に、広島市が発行したスポーツセンター（分館含む）の個人使用に係る回数券については、使用期限を設けていないため、中区スポーツセンター及び吉島屋内プールにおいて使用させること。

なお、利用料金制導入以前に広島市が発行した回数券は以下のとおりである。

区分	料金の額		備考
	大人	小人	
プール回数券	4,800円	2,400円	11枚綴り
トレーニング室回数券	5,400円	3,100円	11枚綴り
体育室回数券	2,600円	1,500円	11枚綴り
吉島屋内プール回数券	2,400円	1,600円	11枚綴り・地元減免用

- (イ) 帳票・帳簿の作成及び使用状況の報告

指定管理者は収受した全ての利用料金について必要な帳簿を作成し管理するとともに、使用、減免及び返還申請に必要な帳票を作成すること。

また、使用件数・使用者数及び利用料金の収受等のデータを収集し、毎月報告を行うこと。

(9) 広報業務等

指定管理者は、施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア 施設案内、施設で開催されるイベント等に関するパンフレットの作成・配布、ホームページでの公開及びSNSによる配信

イ 情報誌等の作成

ウ 中区スポーツ施設の事業報告又は事業概要等を紹介する資料の作成・配布及びホームページでの公開

(10) 利用促進業務

広島市では、行政評価の一環として、対象の施設について使用者数の目標となる基準値を次のとおり設定している（スポーツ大会の観戦者数を除く。）。

指定管理者は、基準値の達成にむけた利用促進策を応募時に提案し、使用者の増加を図ること。

なお、利用促進策には、子どもから高齢者、障害者等、幅広い市民を対象とし、それらのスポーツや健康上の課題や需要等を踏まえた内容を含むこと。

年度		施設名	中区スポーツセンター	吉島屋内プール
実績	平成 28 年度		175,727 人	56,690 人
	平成 29 年度		175,974 人	55,006 人
	平成 30 年度		172,103 人	55,489 人
基準値	令和 2 年度以降		174,700 人	55,500 人

(11) 遺失物、拾得物の処置・保管業務

施設内で遺失物、拾得物を発見した場合は、拾得物保管表に記入し、適切に保管・処理すること。

(12) 国旗・市旗等の掲揚

開館中（午後 5 時以降を除く。）は国旗・市旗等を掲揚すること。ただし、荒天時は掲揚しない。場合により、広島市が指示する日時に外国旗等を掲揚すること。

(13) 複写機及び軽印刷機を使用した印刷サービスの提供

指定管理者は、印刷室等において、使用者に対して印刷サービスを行うこと。この場合、軽印刷機は広島市から貸与することとし、複写機は指定管理者が導入した機器を使用するものとする。

なお、印刷サービスの提供にあたり必要な消耗品等は指定管理者が用意するものとし、指定管理者は、印刷サービス利用者から消耗品等の実費相当額を徴収し、収入とすることができる。

《参考》現在の指定管理者による印刷サービスの提供料金（平成 31 年 4 月現在）

区分			1 枚当たり印刷料金		備考	
			表面	裏面		
複写(コピー)			15 円	15 円	裏面の料金は、両面印刷した場合に表面の料金に加算する額	
軽印刷	製版(原稿 1 枚につき)		30 円			
	印刷	備付用紙	B 4 以下	2 円		0.5 円
		持込用紙	A 3	4 円		0.5 円
			0.5 円	0.5 円		

(14) 苦情・要望等の取扱い

ア 苦情・要望等を受付けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な対応を行うこと。

イ 受付けた苦情・要望等については、その内容・経過を正確に記録しておくこと。

ウ 指定管理者が対応すべき範囲を超える内容の場合などは、内容・経過の記録とともに広島市に報告し、対応を協議すること。

エ 処理の結果については、遅滞なく広島市に報告すること。

(15) 急病・災害等への対応

ア 急病等への対応

(ア) 指定管理者は、使用者等の急な病気・けが等に対応するため、必要な薬品・用品等を用意すること。

(イ) 広島市は、吉島屋内プールを除く各施設にそれぞれ 1 台（計 3 台）の AED（自動体外式除細動器）を設置している（中央庭球場及び中央バレーボール場は 1 台を共用）。指定管理者は、吉島屋内プールに AED を 1 台設置し、中区スポーツセンターに上記の 1 台に加えて更に 1 台の AED を設置すること。

また、職員にAEDの適切な使用方法等を習得させること。

- (ウ) 指定管理者は、救急法・応急措置法及び医療機関、家族等への連絡等の対処方法についてマニュアルを整備し、職員に周知するなど急病等への対応について十分な対策を講じること。
- (エ) 指定管理者は、急病等が発生した場合には、患者・負傷者等の状況を正確に把握し、適切な措置を行うこと。
- (オ) 指定管理者は、発生した急病等の内容・経過等について、速やかに広島市に連絡すること。

イ 災害発生等緊急時の対応

- (ア) 指定管理者は、火災、地震及び風水害等の災害発生時等において、使用者等の避難誘導等安全確保のための対応を的確に行うため、必要な資機材等を用意し、さらに、対応マニュアルを整備し、職員に周知するなど緊急時の対応について十分な対策を講じること。
- (イ) 中区スポーツセンター及び吉島体育館が、災害発生直後の緊急避難や震災等大規模災害発生時において生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所（生活避難場所）として使用されることとなった場合には、指定管理者は区役所の災害対策本部と連携し、災害への対応を行うこと。この場合、施設、設備の使用の一部又は全部の停止を命じ、使用の許可も取り消さなければならない。指定管理者の役割は概ね次のとおりである。
 - a 施設の開錠
 - b 施設使用についての指示（使用可能箇所及び使用可能備品等の提示）
 - c 各種設備の使用方法等の指導等
 - d 施設の使用調整（既に使用を許可した者などへの対応）

(16) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

3 管理の基準

(1) 中区スポーツセンター及び吉島屋内プール

ア 休館日

水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで

イ 開館時間

午前9時から午後9時まで

(7月1日から9月30日の間は、午前8時30分から午後9時30分まで)

ウ その他

(ア) 申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

(イ) 市民サービスの向上を図るため、市において、必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがある。

(2) 中央庭球場及び中央バレーボール場

ア 休場日

水曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。)、
8月6日、12月29日から翌年1月3日まで

イ 開場時間

(ア) 中央庭球場

午前9時から午後9時まで

(イ) 中央バレーボール場

5、6、7、8月 午前9時から午後7時まで

3、4、9、10月 午前9時から午後6時まで

1、2、11、12月 午前9時から午後5時まで

ウ その他

(ア) 申請者から休場日や開場時間の変更について提案を受ける。

(イ) 市民サービスの向上を図るため、市において、必要があると判断したときは、休場日や開場時間を変更することがある。

(3) 吉島体育館

ア 休館日

水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌々日、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで

イ 開館時間

午前9時から午後10時まで

ウ その他

(ア) 申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

(イ) 市民サービスの向上を図るため、市において、必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがある。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償(指定管理者に責めがある場合)		○
第三者賠償(指定管理者に責めがない場合)	○	
小規模な修繕		○

大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則 100 万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、以下のとおり中区スポーツ施設を活用し自主事業を実施することができる。

(1) スポーツの普及及び振興のための自主事業の実施

ア スポーツ教室事業

市民が広く参加できる内容であること。

イ スポーツに関するイベント開催事業

市民が広く参加できる内容であること。

(2) 使用者の利便性の向上のための自主事業の実施

- ・ 飲食・物販事業（自動販売機、売店、公衆電話、食堂の設置等）

使用者の利便に供することを目的としたスポーツ関連用品等を販売する売店や飲料等の自動販売機等を設置することができる。

(3) 実施方法

一般の使用に支障のない範囲で実施するよう企画・立案し、事前に広島市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる。ただし、年度途中においても、事業計画書を提出し、実施することができる。

(4) 経理処理

ア 自主事業は会計を独立させるものとする。

イ 講師謝礼金、使用料、保険料など自主事業の実施に必要な経費は指定管理者が負担すること。

ウ 自主事業に伴う収入は、自主事業会計において指定管理者の収入とすることができる。

エ 自主事業により生じた損失はすべて指定管理者の負担とし、広島市は当該損失に対し補償等を行わない。また、自主事業による経費的損失を指定管理経費で補填してはならない。

(5) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び広島市財産条例（昭和 39 年広島市条例第 8 号）の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については広島市が行う。また、使用許可に伴い広島市が定める使用料を納付するものとする。

なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

6 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守し、職員を配置すること。

標準的な配置人員は次の表のとおりとする。ただし、プール監視担当については、開館時間中、

常時3名以上を必置とする。

なお、総括責任者は、当該施設専任の常勤職員とし、1名を必置とするが、開館時間中に常時1名を配置することは要しない（緊急時等の総括責任者及び施設管理担当への連絡体制について職員に周知徹底を図るなど、施設運営に支障が発生しないよう対策を講じること。）。

区 分	中区 スポーツセンター	吉島屋内 プール	中央庭球場 中央バレーボール場	吉島体育館
総括責任者	1人(必置)	—	—	—
施設管理担当	—	1人(必置)	1人(必置)	—
受付	1人	1人	1人	1人
体育室使用者担当	大体育室 1人 小体育室 1人	—	—	—
トレーニング室担当	主任トレーナー 1人 トレーナー 1人	—	—	—
プール監視担当	—	3人(必置)	—	—

(2) 専門職員・有資格者

職務区分に応じて別紙4のとおり知識・技能を有し、経験を有する専門職員及び資格を有するものを配置すること。

なお、配置人員のうち監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務を行うことができる場合には、本部等の職員により代替することができる。

(3) 研修等

ア 利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度広島市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 事業の報告書

ア 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、広島市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜使用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 広島市が実施する業務への協力

ア 関係機関・団体との連絡調整

(ア) 指定管理者は、広島市が出席を要請した会議等に出席すること。

(イ) 他区スポーツ施設の指定管理者や関係機関との連絡調整の場を適宜設けるなど、関係機関等との連絡調整を図ること。

イ 広島市のスポーツ振興施策に関する企画・実施に対する協力

(ア) 学校体育施設開放事業に係る照明点灯カードの受払いを行うこと。

(イ) 広島市からの委託を受け、公益財団法人広島市スポーツ協会が実施する「地域スポーツ振興事業」の実施に当たり、各区2名ずつの地域スポーツ振興担当コーディネーターがスポーツセンターを拠点として活動することとしており、中区スポーツセンターに常駐するので、指定管理者は、中区スポーツセンターの一部使用について調整すること。また、中区内におけるスポーツの普及・振興に寄与するために、適宜当該コーディネーターと連絡調整を図ること。

ウ 必要に応じ、広島市が依頼・要請を行う場合があるので、適切に対応すること。

8 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

(2) 実績評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

(3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

9 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

10 その他

(1) 指定管理業務期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、以下の業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

ア 協定項目についての広島市との協議

イ 配置する職員等の確保、職員研修

ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議

エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入

指定管理者は本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。

なお、火災保険については広島市が加入する。

(3) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(6) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の 6 月 1 日時点。以下「6 月 1 日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、広島市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6 月 1 日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して広島市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(7) 命名権の導入

ア 中央庭球場については、命名権の導入により、「広島翔陽テニスコート」と呼称を付している。

イ 新たに他の施設で命名権を導入した場合を含め、指定管理者は、イベントの開催時に呼称を使用した広報を行うなど、適切に対応すること。

ウ 命名権の導入により生じる経費（看板の掛け替えなど）については、指定管理者の負担としない。

(8) 説明会での配付資料

各施設の使用者数及び収支等の資料は別途説明会で配付する。

広島市スポーツ施設の専用使用調整について

1 目的

公共団体及びスポーツ団体等において大会等を開催するにあたり、使用施設の競合を避けるなど円滑な使用に資するとともに、スポーツ施設の効率的な運用を図るため、専用使用調整を行うものとする。

2 用語の定義

(1) 専用使用調整

各種団体の大会等の実施希望を調査し、専用許可申請の開始日前に大会等の開催日時を調整し、スポーツ施設の各室を確保すること。

(2) スポーツ施設

- ア 広島市総合屋内プール条例に規定する広島市総合屋内プール
- イ 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンター分館
- ウ 広島市運動場条例に規定する庭球場、バレーボール場及び運動広場
- エ 広島市体育館条例に規定する体育館
- オ 広島市公園条例に規定する広島広域公園有料公園施設

3 対象施設

(1) 専用使用調整の対象となるスポーツ施設は、次の施設とする。

ただし、その他のスポーツ施設についても、必要に応じ、専用使用調整の対象とすることができる。

- ア 総合屋内プール
- イ 各区スポーツセンター及び湯来体育館（吉島、東雲、出島屋内プール及び宇品体育館は除く）
- ウ 南観音運動広場、沼田運動広場、上河内運動広場、下河内運動広場、湯来運動広場及び湯来南運動広場
- エ 中央庭球場、中央バレーボール場、南観音庭球場、下河内庭球場及び広島広域公園テニスコート
- オ 広島広域公園有料公園施設（テニスコートを除く）

(2) 専用使用調整は、上記アからオまでの各項目を一つの単位として行う。

4 対象団体

(1) 総合屋内プール及び広島広域公園有料公園施設（テニスコートを除く）

- ア 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会又はその関係団体
- イ 公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）、財団法人広島県体育協会（以下「体育協会」という。）及びその加盟団体又はこれに準ずる団体
- ウ その他本市が特に必要と認める団体

(2) スポーツセンター、庭球場、バレーボール場、運動広場及び広島広域公園テニスコート

- ア 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会又はその関係団体
- イ スポーツ協会、体育協会及びその加盟団体又はこれに準ずる団体
- ウ 本市又は本市教育委員会が共催又は後援し、区規模以上の住民を対象に大会を実施する団体
- エ その他本市が特に必要と認める団体

5 対象事業

専用使用調整の対象事業は次のとおりとする。ただし、3(1)イからエまでの対象施設における事業については、原則としてスポーツ大会とする。

- (1) 対象団体が実施する大会・審判講習会・研修会・審査会等
- (2) 本市、本市教育委員会、広島県、広島県教育委員会、国又はその関係団体が交付する補助金等による事業
- (3) スポーツ協会所管施設が主管する同協会主催事業
- (4) その他専用使用調整が必要と認められる事業

6 実施方法

(1) 専用使用調整は、原則として、広島市総合屋内プール条例施行規則第4条第2項ただし書、広島市スポーツセンター条例施行規則第3条第2項ただし書、広島市運動場条例施行規則第3条第2項ただし書及び広島市体育館条例施行規則第3条第2項ただし書に定める使用許可（以下「専用使用許可」という。）の受付開始日より前の申請を要する事業に対する事前の調整を行うものである。

また、広島広域公園有料公園施設については、翌年度の使用に係る事業に対し、事前の調整を行うものである。

- (2) 専用使用調整は、本市の依頼に基づき、スポーツ協会が実施する。
- (3) スポーツ協会は、専用使用許可申請の受付開始日又は使用希望日の属する年度の前年度末までに、対象団体から対象施設の使用希望を聴取し、施設が円滑に使用できるよう対象施設で実施する対象事業を調整し、当該調整結果を本市に協議しその承認を得た上で、対象団体に通知する。
- (4) 専用使用調整は、原則として、専用使用許可申請の受付開始日までに完了する。ただし、総合屋内プール及び広島広域公園有料公園施設についてはこの限りでない。
- (5) ただし、国際的な競技大会及び全国的な規模のスポーツの競技大会、その他市長が特に必要があると認めるものについてはこの限りではない。

7 留意事項

- (1) 専用使用調整の決定は、対象団体が対象施設を平等に使用できるよう、また、主催・後援事業等の減免対象事業が特定のスポーツ施設に偏ることがないように勘案しながら行う。
- (2) 一般市民にスポーツ活動の場を提供するため、個人での使用を妨げることのないよう次のことに留意する。

ア スポーツセンター、運動広場、庭球場及び広島広域公園テニスコートの調整

(ア) 各施設とも月に3日いずれかの土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日一般市民に提供できるよう配慮する。

(イ) 大・小体育室の同時使用は、原則として認めない。

イ 総合屋内プールの調整

スケート場として開場する1月及び2月の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の専用使用は、一般市民に提供できるよう配慮する。

ウ その他

長期休業期間中における児童・生徒を対象とした大会は平日を使用するよう主催団体と調整を行う。なお、中学校体育連盟が主催する大会の区予選は、原則として使用を認めない。

- (3) 広島広域公園有料公園施設における天然芝生帯の専用使用については、芝生養生期間を十分考慮して調整を行うこと。

広島市スポーツ施設スポーツ目的外使用実施方針

1 趣旨

本市のスポーツ施設の設置目的を達成するため、施設の適正な管理を図ることを目的として、スポーツ目的外での施設の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

スポーツ施設とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンター分館。ただし会議室を除く。
- (2) 広島市運動場条例に規定する庭球場、バレーボール場及び運動広場
- (3) 広島市体育館条例に規定する体育館

3 スポーツ目的外使用

- (1) 広島市スポーツセンター条例第5条第3項、広島市運動場条例第2条ただし書及び広島市体育館条例第3条ただし書の規定に基づきスポーツ施設の使用許可を行う場合を「スポーツ目的外使用」という。

- (2) スポーツ目的外使用は、以下に掲げる場合に限りこれを行う。

ア 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間供するとき

イ 本市、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の事務事業遂行上、真に必要やむを得ないと認められるとき

(ア) 選挙の投票所として、他に適当な施設がないため、やむを得ず使用するとき

(イ) 健康診断、予防接種を実施するときに、他に適当な施設がないため、やむを得ず使用するとき

(ウ) 消防訓練を実施するため、やむを得ず使用するとき

(エ) 町内会、婦人会その他公共的団体及び公益的法人において、公益を目的とした事業又は行事のため、やむを得ず使用するとき

(オ) 学校等の入学式、卒業式、入学試験等の実施場所として他に適当な施設がないため、また、体験学習又は学校行事の用に供するため、やむを得ず使用するとき

ウ 地元対策など、その他必要やむを得ず使用すると認められるとき

4 使用許可の実施方法

- (1) スポーツ目的外使用に係る使用許可は、スポーツ施設の指定管理者が行う。

- (2) スポーツ施設の指定管理者は、上記3(2)に掲げた基準に基づき、スポーツ目的外使用に係る使用許可の決定を行う。

- (3) 上記3(2)「ウ 地元対策など、その他必要やむを得ず使用すると認められるとき」に該当することを理由に使用許可を決定する場合は、事前に広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）に協議を行い、その了承を得ることとする。

5 留意事項

- (1) スポーツ目的に係る使用（スポーツ目的内使用）を妨げないため、原則としてスポーツ目的内使用はスポーツ目的外使用より優先し、許可申請の受付開始日において、目的内使用と目的外使用が競合した場合は、目的内使用を優先する。
- (2) 広島市スポーツセンター条例施行規則第3条第2項ただし書、広島市運動場条例施行規則第3条第2項ただし書及び広島市体育館条例施行規則第3条第2項ただし書に定める使用許可の受付開始日より前の受付については、スポーツ目的外使用に係る申請に対しては原則これを行わない。

6 その他

上記1から5の取扱いに疑義が生じた場合は、スポーツ振興課に協議すること。

各施設で行う維持管理業務の内訳について

1 中区スポーツセンター

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等		回数	備考
自家用電気工作物点検業務	監視	・絶縁監視	常時	受電設備容量 600KVA 非常用電源容量 120KVA
	月次点検	・電気設備全般（外部点検）	2か月に1回以上	
	年次点検	・受電設備 ・構内電線路 ・使用場所の設備 ・非常用予備電源装置	年1回以上	
	臨時点検	・受配電盤 ・電気設備全般等	随時	
消防用設備等の保守点検	・消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・上記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整		年2回	
	上記の規定に基づく非常用発電機の負荷試験		年1回	負荷試験容量 120KVA
空調設備等フロン漏洩点検	フロンガス排出抑制法に基づくダイキン製エアコン2台のフロン漏洩点検		3年に1回	前回実施は平成31年3月
ボイラー保守点検	バーナ分解点検、燃焼調整、缶体点検、清掃、整備		年1回以上	巴ボイラ BH-113G
電気冷暖房設備等の運転・保守管理				
自家用電気工作物及び負荷設備の運転並びに保守管理	・照明器具の清掃、整備、不良球の取替（随時） ・コンセント、スイッチ等不良品の取替整備		開館日	
冷暖房設備の運転操作及び保守管理	・冷暖房設備の切替整備 ・ボイラーの運転操作及び保守管理 ・送風器の内部清掃、点検整備 ・空調盤の操作及び整備 ・各階個別空調機の保守点検 ・屋上クーリングタワーの点検整備並びに不使用時の清掃、防錆処理（錆止め塗装）			
給排水設備の保守管理	・各ポンプ用モーターの点検整備 ・各配管系統の巡回点検整備 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理			
	・給水栓における遊離残留塩素の検査			
その他の設備	・その他の電気設備機器等の点検整備、小修理		日常点検等	
エレベーター保守管理	保守点検	・機械室 ・かご ・かご周囲及び昇降路 ・乗場 ・ピット ・付加装置	実施箇所により異なる	・日本エレベーター製造(株)製 (昭和63年3月14日完成、油圧式、間接制御、停止階数1階～3階)
		法定点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検	
	部品、消耗部品等の調整、修理及び交換		随時	
自動ドア保守点検	装置の点検調整・注油	起動本体及びモーター 制御器・制御スイッチ機構	年4回	・ES-24型片引×1台 ・ES-24型引分×3台

	・小修繕	起動スイッチ		
		吊り金具・ふれ止め機構等		
建築物設備劣化状況 法定点検業務	建築基準法その他関係法令等に基づく損傷、腐食 その他劣化状況の点検	建築物の敷地及び構造	3年に1回	・建築基準法第12条第2項
		防火設備	年1回	・建築基準法第12条第3項
		昇降機以外の 建築設備		・建築基準法第12条第4項

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容		回数	備考
警備業務	自動警報警備及び巡回警備		毎日	・巡回警備は職員退館後、1日に2回 ・警備機器の保守点検は3か月に1回
害虫防除業務	ねずみ及びゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除		年2回	
環境衛生管理業務	空気環境測定		年1回	
	水質検査			
	水槽清掃	・貯水槽（受水槽、高架水槽） ・貯湯槽	随時	
植木剪定業務	剪定		年1回 又は2回	
	除草		年2回	
	施肥			
清掃業務	日常清掃		開館日	
	定期清掃		実施場所により異なる	
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬		週2回	
トレーニング室 管理運営業務	トレーニング室の受付、監視、指導、清掃、管理及びトレーニング登録制の運用		日常業務	

2 吉島屋内プール

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等		回数	備考
自家用電気工作物の 運転及び保守管理	月次点検	・電気設備全般（外部点検）	2か月に1回以上	受電設備容量 80KVA
	年次点検	・受電設備 ・構内電線路 ・使用場所の設備 ・非常用予備電源装置	年1回以上	
	臨時点検	・受配電盤 ・電気設備全般等	随時	
消防用設備等の保守 点検	・消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・上記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整		年2回	
電気冷暖房設備等の運転・保守管理				
自家用電気工作物及び 負荷設備の運転並びに 保守管理	・照明器具の清掃、整備、不良球の取替（随時） ・コンセント、スイッチ等不良品の取替整備		開館日	

冷暖房設備の運転操作及び保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備の切替整備 ・ボイラーの運転操作及び保守管理 ・送風器の内部清掃、点検整備 ・空調盤の操作及び整備 ・各階個別空調機の保守点検 ・屋上クーリングタワーの点検整備並びに不使用時の清掃、防錆処理（錆止め塗装） 			
プールろ過設備の運転操作及び保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過設備点検整備及び保守 ・ろ過設備の運転操作及び保守管理 ・ろ過設備の薬品投入、水質、水位の保全管理 ・ろ過設備の弁類操作 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油及び小修理 ・水温保持（28℃～32℃） 			
給排水設備の保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各ポンプ用モーターの点検整備 ・プール本体及び各配管系統の漏水等巡回点検整備 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理 	週1回		
その他の設備	その他の電気設備機器等の点検整備、小修理	日常点検等		
その他	プール清掃時におけるプール水の水抜き、給水、止水及び加温	年2回		
建築物設備劣化状況法定点検業務	建築基準法その他関係法令等に基づく損傷、腐食その他劣化状況の点検	建築物の敷地及び構造 昇降機以外の建築設備	3年に1回	・建築基準法第12条第2項
			年1回	・建築基準法第12条第4項

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容	回数	備考
警備業務	自動警報警備	毎日	警備機器の保守点検は3か月に1回
害虫防除業務	ねずみ及びゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除	年2回	
植木剪定業務	剪定	年1回 又は2回	
	除草	年2回	
	施肥		
清掃業務	定期清掃	実施場所により異なる	
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬	週1回	
プール監視及び清掃	監視	日常業務	
	清掃	日常清掃	実施場所により異なる
		定期清掃	
	始業時、供用時間中、終業時の点検・整備等	日常業務	
水質検査、環境検査、炭酸ガス測定			

3 中央庭球場

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等	回数	備考
消防用設備等の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・上記業務に付随する部品・薬剤等の取 	年2回	

	替、充填、調整			
空調設備等フロン漏洩点検	フロンガス排出抑制法に基づく松下電器製エアコン4台のフロン漏洩点検		3年に1回	前回実施は平成31年3月
自家用電気工作物の運転及び保守管理	監視	・絶縁監視	常時	受電設備容量 500KVA
	月次点検	・電気設備全般（外部点検）	2か月に1回以上	
	年次点検	・受電設備 ・構内電線路 ・使用場所の設備 ・非常用予備電源装置	年1回以上	
	臨時点検	・受配電盤 ・電気設備全般等	随時	
エレベーター保守管理	保守点検	・機械室 ・かご ・かご周囲及び昇降路 ・乗場 ・ビット ・付加装置	実施箇所により異なる	・(株)日立製作所製 (平成6年3月1日完成、ロープ式、インバーター制御、停止階数1階～3階)
	法定点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検		
	部品、消耗部品等の調整、修理及び交換		随時	
自動ドア保守点検	装置の点検調整・注油・小修繕	起動本体及びモーター	年4回	ES-21型引分×2台
		制御器・制御スイッチ機構		
		起動スイッチ		
		吊り金具・ふれ止め機構等		
建築物設備劣化状況法定点検業務	建築基準法その他関係法令等に基づく損傷、腐食その劣化状況の点検	建築物の敷地及び構造	3年に1回	・建築基準法第12条第2項
		防火設備	年1回	・建築基準法第12条第3項
		昇降機以外の建築設備		・建築基準法第12条第4項

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容	回数	備考
警備業務	自動警報警備	毎日	警備機器の保守点検は3ヶ月に1回
害虫防除業務	ねずみ及びゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除	年2回	
環境衛生管理業務	空気環境測定	年1回	
清掃業務	日常清掃	開館日	
	定期清掃	実施場所により異なる	
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬	週2回	
玄関マット	150cm×240cm程度	月2回又は1回の取替	

4 中央バレーボール場

・ 環境維持管理

業務	主な業務内容	回数	備考
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬	週1回	

5 吉島体育館

(1) 設備保守管理

区分	主な点検、保守管理項目等	回数	備考
消防用設備点検	・消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検及びその結果の報告	年2回	

	・上記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整		
--	---------------------------	--	--

(2) 環境維持管理

業務	主な業務内容	回数	備考
植木剪定業務	剪定	年1回	
	除草		
清掃業務	定期清掃	実施場所により異なる	

注) 表における業務の区分は、現在の指定管理者による業務委託契約ごとに区分しており、指定管理者が業務を行うに当たっては、この区分に従うことは要しない。

各職務の役割と必要な資格等について

職務区分	主な役割		必要な資格・知識・技能
総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・中区スポーツ施設の管理運営に関する総合的な責任者 ・中区スポーツセンターの管理運営に関する責任者（管理運営の諸業務を行うこともできる。） 		<p>次のいずれかに該当する者で、かつ、国際大会又は全国規模の大会の管理運営に携わった経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本体育施設協会認定「体育施設管理士」の有資格者 ・スポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者
施設管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の諸業務を行う。 		<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本体育施設協会認定「体育施設管理士」の有資格者 ・スポーツ施設の管理運営に携わった経験を3年以上有する者
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・使用受付、利用料金の收受等を行う。 ・使用者に対して使用上のルールを説明し、その遵守を促す。 ・吉島体育館においては、施設内を随時巡回し、施設の点検等を行う。 		—
体育室使用者担当	<ul style="list-style-type: none"> ・体育室使用者が円滑に使用できるよう必要に応じて、スポーツに関する指導・助言、用具の貸出、設営の支援等を行う。 ・体育室入場の際に利用料金支払の確認のため、検札を行う。 		—
トレーニング室担当	主任トレーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室の現場責任者 ・トレーニング室使用者に対して使用上のルールを説明し、その遵守を促す。 ・トレーニング室入場の際に利用料金支払の確認のため、検札を行う。 	<p>通算3年以上のトレーナー業務の経験を有する者で、かつ、次のいずれか、または同等以上の資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定「健康運動実践指導者」 ・中央労働災害防止協会認定「ヘルスケアトレーナー」 ・公益財団法人日本スポーツ協会認定「コーチ1※」「教師」「スポーツプログラマー」「アスレティックトレーナー」 ・公益財団法人日本体育施設協会認定「トレーニング指導士」
	トレーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室使用者に対して使用上のルールを説明し、その遵守を促す。 	<p>最近5年以内に1年以上のトレーナー業務の経験を有する者で、かつ、トレーニングに必要な技術や専門知識を有する者</p>
プール監視担当	<ul style="list-style-type: none"> ・プール使用者の危険行為を未然に防止するための監視を行い、使用者に負傷、事故等が発生した場合は適切かつ迅速な応急救護を行う。 		<p>次のいずれかに該当する者を常時1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本体育施設協会認定「水泳指導管理士」の有資格者 ・日本赤十字社認定「水上安全法救助員」の有資格者

※ 旧公益財団法人日本体育協会認定「指導員」を含む。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(ア) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

○ 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備
 - ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
 - ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
 - ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

<p>【記載例】</p> <p>(チェック欄)</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団の利益になる〇〇ではありません。</p> <p>署名 (自署)</p>
--

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

<p>【排除の対象となる使用の例】</p> <p>1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの</p> <ul style="list-style-type: none">○ 会議室を使用した襲名披露式、出所祝○ 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）○ ホールを使用した組織拡大に資する講演会 <p>2 暴力団の資金源につながるもの</p> <p>（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none">○ ホールを使用したコンサート○ 体育館を使用した格闘技大会○ ロビーやギャラリーを使用した倒産品市○ 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）
--

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推

進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）
- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。